

JOBBRIDGE サービス利用規約（求人企業用）

JOBBRIDGE サービス利用規約（株式会社 LIFULL（以下「当社」といいます）が別途定めるガイドや Q&A 等を含み、以下「本規約」といいます）は、当社が提供する人材マッチングプラットフォームサービス「JOBBRIDGE」（以下「本サービス」といいます）の利用に関して適用されるものとし、本サービスの会員（第 1 条に定義します）は、本規約に同意の上、本サービスを利用しますものとし、

第 1 章 総則

第 1 条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、当社に転職相談について相談をした個人または業務の受託を希望して相談をした個人もしくは法人（以下「相談者」といいます）に、就業または業務の受託の希望を確認した上で、本サービスの会員（以下「会員」といいます）に相談者をご紹介するサービスです。
2. 会員は、本サービスの提供を当社に委託し、当社はこれを受託します。

第 2 条（会員登録）

1. 本サービスの会員になろうとする者は、当社所定の手続に従って会員登録を行うものとします。本サービスの会員になろうとする者は、当社に対して会員登録を行ったことをもって、本規約に同意したものとみなされ、当社が会員登録を承認した時点で本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます）が成立することを了承するものとし、なお、本サービスの会員登録を行った後であっても、過去に当社が提供するサービスの利用規約に違反する行為があった方には、本サービスを提供できない場合があります。
2. 退会した会員が再度本サービスの利用を希望する場合には、当該会員は、再度、本条に定める手続を行うものとし、

第 2 章 転職マッチングサービス

第 3 条（転職マッチングサービス）

本サービスのうち、転職マッチングサービス（以下「転職マッチングサービス」といいます）において、当社は、会員から求人条件および求人票等を受領し、当社において相談者を選抜・紹介し、会員が被採用者（第 4 条に定義します）の採用に至るまでの活動を支援します。

第 4 条（対価）

1. 会員は、転職マッチングサービスの対価として、当社が会員に紹介し、採用した者（以下

「被採用者」といいます) 1名ごとに、当該被採用者の理論年収の35%(税別)を当社に支払うものとします。

上記「理論年収」は、次の算式により計算するものとします。

理論年収 = (基本給 + 職務手当 + 住宅手当 + 家族手当 + その他固定的に毎月支給される手当(但し、交通費は除きます) + 同職務同年齢者の月平均超過勤務手当) × 12 + (同職務同年齢者の前年実績賞与支給額)

2. 被採用者が自己都合により入社後3ヶ月未満に会員を退職した場合、当社は退社時期に応じて、会員から受領した転職マッチングサービスの対価を、下記の表に従い会員に返還するものとします。

退社時期	返還する本サービスの対価
入社から1ヶ月未満	50%
入社から3ヶ月未満	30%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合(名目は自己都合であるものの、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職を含みますが、これらに限られません)は、上記の返還規定は適用されません。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で会員において職務遂行経験があった場合であっても、上記の返還規定は適用されません。

また、被採用者が採用後に病気を発症した場合、死亡した場合等、当社および会員のいずれの責にも帰さない不測の事態により退職した場合には、上記の返還規定は適用されないものとします。

第5条 (会員による採用・不採用の報告義務)

1. 会員は、被採用者の内定時に、当社に対し、速やかにその旨および入社予定日を通知し、労働条件明示書を送付するものとします。また、被採用者への労働条件明示書の送付は当社が行うものとします。
2. 会員は、当社が会員に紹介した相談者(以下「候補者」といいます)の不採用時に、当社に対し、速やかにその旨を通知するものとします。

第6条 (不採用者に対する取扱い)

1. 候補者が会員の採用選考において不採用となった場合において、当該候補者が当該会員に応募した日から1年以内に当該会員により採用されたときは(雇用契約、業務委託契約等の契約形態は問いません)、かかる事実が判明した時点をもって、当該候補者を被採用者とみなし、当該被採用者が正規雇用の場合には、第4条の転職マッチングサービスの対価が発生するものとし、会員は当該対価を当社に支払うものとします。当該被採用者が非正規雇

用（業務委託を含みます）の場合には、会員は違約金として金 100 万円を当社に支払うものとし、

2. 会員が候補者に対し、当社の事前の同意なく直接接し、採用を決定して入社せしめた場合（雇用契約、業務委託契約等の契約形態は問いません）も、当該候補者を被採用者とみなし、当該被採用者が正規雇用の場合には、第 4 条の転職マッチングサービスの対価が発生するものとし、会員は当該対価を当社に支払うものとし、当該被採用者が非正規雇用（業務委託を含みます）の場合には、会員は違約金として金 100 万円を当社に支払うものとし、
3. 当社は、前二項の採用の有無に関する資料の提出を会員に求めることができるものとし、会員は、当社の求めに応じて速やかに資料を提出するものとし、

第 7 条（支払）

会員は、第 4 条に定める転職マッチングサービスの対価を、被採用者の入社月の翌月末日までに、当社の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとし、なお、振込手数料は会員の負担とします。

第 8 条（資料の掲示）

会員は、当社が本サービスを提供するために、会員が募集している人材のスペック、採用後の業務の内容、給与の予定等、当社が要求する必要な情報を提供するものとし、

第 3 章 ギグワーカーマッチングサービス

第 9 条（ギグワーカーマッチングサービス）

本サービスのうち、ギグワーカーマッチングサービス（以下「ギグワーカーマッチングサービス」といいます）において、当社は、会員から業務委託の条件等を受領し、会員がギグワーカー（第 10 条に定義します）との契約締結に至るまでの活動を支援します。

第 10 条（対価）

会員は、ギグワーカーマッチングサービスの対価として、当社が会員に紹介した候補者と業務委託契約を締結した場合には（以下、ギグワーカーマッチングサービスにより会員と業務委託契約を締結した受託者を「ギグワーカー」といいます）、当該業務委託契約に基づく業務委託料（名称の如何を問いません。業務委託契約に基づき会員がギグワーカーに支払うべき業務委託料の全額が対象となります。）の 35%（税別）を当社に支払うものとし、

第 11 条（会員による契約締結・未締結等の報告義務）

1. 会員は、ギグワーカーとの契約締結時に、当社に対し、速やかにその旨、契約内容・条件お

よび契約締結日を通知し、ギグワーカーとの契約条件を証する書面（業務委託契約書、発注書・請書等を含むがこれらに限られません。）があればその写しを送付するものとします。

2. 会員は、候補者と契約を締結しなかった場合には、当社に対し、速やかにその旨を通知するものとします。
3. 第 1 項の契約締結に際し、会員及びギグワーカーは各自の責任で契約条件を交渉・合意の上、契約締結を行うものとし、当社はその合意の存否・内容について関知せず、その結果生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
4. ギグワーカーは、会員との業務委託契約に従って業務の遂行・完成、成果物の引き渡しを行うものとします。
5. 会員は、ギグワーカーが会員との業務委託契約に基づく業務を完了した場合（成果物がある場合には、成果物について検収に合格した場合）には、当社に対して速やかに当該業務を完了した旨を通知するものとします。

第 12 条（未締結者等に対する取扱い）

1. 候補者が会員に対してギグワーカーとして応募したにもかかわらず、会員との間で業務委託契約を締結しなかった場合において、当該候補者が当該会員に応募した日から 1 年以内に当該会員との間で業務委託契約を締結したときは、かかる事実が判明した時点をもって、当該候補者をギグワーカーとみなし、第 10 条のギグワーカーマッチングサービスの対価が発生するものとし、会員は当該対価を当社に支払うものとします。
2. 会員が候補者に対し、当社の事前の同意なく直接接触し、業務委託契約を締結した場合、当該候補者をギグワーカーとみなし、第 10 条のギグワーカーマッチングサービスの対価が発生するものとし、会員は当該対価を当社に支払うものとします。
3. 会員がギグワーカーとの間で締結した業務委託契約以外の業務を、当社の事前の同意なくギグワーカーに委託した場合には、第 10 条のギグワーカーマッチングサービスの対価が発生するものとし、会員は当該対価を当社に支払うものとします。
4. 会員がギグワーカーとの間で業務委託契約を締結し、その内容を当社に対して過小報告または虚偽報告した場合には、実際の契約内容に基づいて第 10 条のギグワーカーマッチングサービスの対価が発生するものとし、会員は当社との間で当該対価に係る精算を行うものとします。
5. 当社は、前四項の契約締結の有無および内容に関する資料、その他当社が適宜求める資料の提出を会員に求めることができるものとし、会員は、当社の求めに応じて速やかに資料を提出するものとします。

第 13 条（支払）

1. 会員は、第 10 条に定めるギグワーカーマッチングサービスの対価を、業務完了月の翌月 15 日までに（但し、ギグワーカーとの業務委託契約が継続する場合には、毎月末日締め翌月

15日までに)、当社の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとします。なお、振込手数料は会員の負担とします。

2. ギグワーカーマッチングサービスに基づく会員からギグワーカーに対する報酬の支払事務は、当社がギグワーカーに代わり当該報酬を受領し、それを当社がギグワーカーに引渡すことにより行われるものとします。ギグワーカーと当社の間には代理受領契約が成立するものとし、当該契約に基づき、ギグワーカーは当社に対して、会員に対して有する報酬請求権の代理受領権を授与します。会員は、ギグワーカーの業務完了月（成果物がある場合には、成果物について検収合格月）の翌月15日までに（但し、ギグワーカーとの業務委託契約が継続する場合には、毎月末日締め翌月15日までに）、ギグワーカーに対する報酬相当額を当社に支払うものとします。なお、振込手数料は会員の負担とします。
3. 当社が前項に基づき会員からギグワーカーに対する報酬相当額を受領した場合には、当社はギグワーカーに対して、当該受領月の末日までにギグワーカーに対して当該報酬額を支払うものとします。振込手数料はギグワーカーの負担とし、当社はギグワーカーに対する報酬相当額から当該振込手数料を控除することができるものとします。
4. 当社は、前項に基づきギグワーカーに対する報酬額を支払った場合には、それ以降、会員とギグワーカー間の報酬等の支払いに関して一切責任を負わないものとします。
5. 当社が第2項に基づき会員からギグワーカーに対する報酬相当額を受領した後10日以内に、ギグワーカーに対して当該報酬相当額を支払うことができない場合（ギグワーカーの振込口座番号に相違があった場合などを含みます。）には、当社は第2項に基づくギグワーカーとの代理受領契約を直ちに解約し、当該報酬相当額をギグワーカーに返金することができるものとします。振込手数料は会員の負担とし、当社は当該報酬相当額から当該振込手数料を控除することができるものとします。

第14条（資料の揭示）

会員は、当社がギグワーカーマッチングサービスを提供するために、会員が募集している業務の内容、対価等、当社が要求する必要な情報を提供するものとします。

第4章（一般原則）

第15条（秘密保持）

1. 本契約において「秘密情報」とは、当社または会員が本契約の有効期間中に相手方から知得する一切の情報をいうものとします。ただし、以下の各号の一に該当する情報についてはこの限りではありません。

- ① 情報を開示する当事者（以下「開示当事者」といいます）が情報を受領する当事者（以下「受領当事者」といいます）に開示する時点（以下「開示時点」といいます）において公知である情報

- ② 開示時点以後に受領当事者の責に帰すべき事由なく公知となった情報
 - ③ 開示時点において受領当事者が保有していた情報
 - ④ 開示当事者が開示する情報を利用することなく受領当事者が独自に生成した情報
 - ⑤ 受領当事者が第三者から適法に入手した情報
2. 受領当事者は、秘密情報を、本契約上の義務履行または権利行使の目的のみに使用するものとし、当該目的のために知る必要のある自己の役員および従業員以外の第三者に開示しないものとします。
 3. 受領当事者は、本契約の終了時または開示当事者の要求があるときには、開示当事者の指示に従い、秘密情報を開示当事者に返還し、または破棄するものとします。
 4. 会員および当社は、事前に相手方の承諾を得ることにより、相手方の秘密情報の管理状況につき、報告を求め、または相手方の事業所に立ち入って監査を行うことができるものとします。

第16条（個人情報）

会員は、候補者に関する一切の個人情報について、厳重に管理するものとし、当該情報を第三者に開示または漏洩してはならず、また、会員の採用または業務委託契約締結の目的以外に使用してはならないものとします。また、採用または業務委託契約を締結しないと決めた候補者の個人情報を、複製物を含め、直ちに当社に返還または求めに応じ廃棄しなければならないものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 会員および当社は、以下の事項を、本契約締結時において表明し本契約の有効期間中において保証するものとします。
 - ① 自己、または自己の役員・使用人・従業員・株主（自己の経営に実質的に関与している者に限る）・子会社（以下総称して「対象者」といいます）が、暴力団・暴力団員・暴力団に関係する個人または法人その他団体・総会屋・社会運動等を標榜して市民または企業に不当要求を行う個人または法人その他団体・特殊知能暴力集団・その他反社会的勢力と認められるもの（以下「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと
 - ② 反社会的勢力を支援または社会的に非難される関係を有していないこと
 - ③ 自己または対象者が、相手方および相手方の取引先のみならず自己の取引先または第三者に対して、自らまたは第三者を利用し、暴行・脅迫・恐喝・威圧等の暴力的な要求行為、詐欺的な行為、業務を妨害する行為、名誉・信用等を毀損する行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと
2. 会員および当社は、本条の対象事項に関して相手方が調査を実施する場合、その調査に協力するものとします。
3. 会員または当社は、相手方が本条に違反した場合、何らの催告なく本契約の全部または一部

を解除できるものとします。なお、当該解除は、本条に違反した当事者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

4. 前項に定める解除によって本条に違反した当事者に損害が発生した場合であっても、当該当事者は何ら損害賠償の請求を行わないものとします。

第18条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とします。但し、期間満了の1ヶ月前までに会員および当社のいずれからも相手方に対する別段の書面による意思表示がない場合には、本契約は1年間同条件で自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

第19条（中途解約）

当社は、14日以上前に会員に通知することにより、本契約を将来に向かって解約することができるものとします。

第20条（契約の解除）

1. 会員および当社は、相手方の帰責事由の有無を問わず、相手方が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - ① 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにもかかわらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - ② 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - ④ 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - ⑤ 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - ⑥ 解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲渡し、またはしようとしたとき
 - ⑦ その他前各号に類する事情が存するとき
2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第21条（責任の範囲）

当社は、相談者、候補者、被採用者およびギグワーカーの選定、業務の遂行、業務の品質、資格の有無、職歴、能力、その他一切の事項について、いかなる保証もいたしません。

第 22 条（損害賠償）

1. 当社は、本サービスの利用に関して会員に生じた損害について、当社の故意または重大な過失による損害である場合を除き、何らの賠償義務を負わないものとします。なお、当社が責任を負う場合であっても、当該責任は、直接かつ通常の損害の範囲に限られ、かつ会員が本契約に基づき支払った本サービスの対価相当額を上限とします。
2. 本サービスは、会員と被採用者またはギグワーカーが直接契約を締結することを目的とするサービスであり、当社は当該契約の当事者とはなりません。当社は、会員と相談者、候補者、被採用者およびギグワーカーとの間において生じた一切のトラブルおよび紛争等について、何らの責任も負わないものとし、会員の費用と責任において当事者間でこれを解決するものとします。
3. 会員は、本サービスの利用、ならびに相談者、候補者、被採用者およびギグワーカーとの契約締結および履行等について、法令（労働基準法、下請代金支払遅延等防止法、各税法を含みますが、これに限られません。）を遵守するものとします。

第 23 条（不可抗力）

天変地異（地震等の天災、火災、停電を含むがこれらに限られません。）、ネットワーク上の障害、通常講ずるべきウィルス対策では防止できないウィルス被害、その他当社の責によらない事由によって本サービスの提供が遅延し、または本サービスの提供が困難もしくは不能となった場合、これによって会員に発生した一切の損害について、当社は責任を負わないものとします。

第 24 条（本サービスおよび本規約の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員の承諾を得ることなく、本サービスおよび本規約の追加、変更、削除等（以下「変更等」といいます）を行うことができるものとします。この場合は、変更内容を本サービスに関するサイト（以下「本サイト」といいます）への掲載その他当社が適当と判断する方法により会員に通知することにより、変更の効力が生じるものとします。
 - (1) 変更内容がサービス名や表現の変更または誤字、脱字の修正等であり、本サービスまたは本規約の内容に実質的に影響しない場合
 - (2) 変更内容が会員の一般の利益に適合する場合
 - (3) 変更内容が本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
2. 当社は、前項第 2 号および前項第 3 号による変更の場合、本サービスまたは本規約の変更の効力発生の前相当期間までに、本サービスまたは本規約を変更する旨および変更後の本サービスまたは本規約の内容ならびにその効力発生時期を本サイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法により会員に通知します。なお、前項第 1 号による変更の場合、変

更後の本サービスまたは本規約の内容を本サイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法により会員に通知した時点で変更後の本サービスまたは本規約の効力が発生するものとしします。

3. 会員が本サービスまたは本規約の変更等の後に本サービスを利用した場合には、当該変更等につき十分に理解しこれに同意したうえで本サービスを利用したものとみなされます。当社は、本サービスまたは本規約の変更により会員が被った損害につき一切の責任を負わないものとしします。

第 25 条（当社からの通知）

1. 当社は、本サイトその他当社が適当と判断する方法・範囲で、会員への通知を行うものとしします。
2. 前項に定める通知は、当社が当該通知の内容を本サイトに掲示した時点から効力を有するものとしします。また、前項に定める通知をメール配信等により実施した場合には、当該通知を当社が発信した時点から効力を有するものとしします。

第 26 条（協議）

本契約に規定のない事項や、この契約条項の解釈につき疑義が生じたときは、協議のうえ解決します。

第 27 条（裁判管轄）

第 26 条によって解決できなかった場合の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所とします。

以上

2021年12月13日 制定

2022年3月31日 改訂

2022年7月1日 改訂